

## 令和7年分（令和8年度）市民税・県民税の申告の手引き

高梁市 総務部 税務課

### ◆◆◆ ご注意ください ◆◆◆

- ◎全会場事前予約優先となります。
- ◎農業等の事業所得の申告をされる方は、領収書等を整理し、収入、経費の科目ごとにまとめ、収支内訳書を作成してご持参ください。
- ◎医療費控除の申告をされる方は、医療保険者が発行する「医療費通知」を添付するか、医療を受けた人・医療機関ごとに領収書を分けて集計し、明細書を作成してご持参ください。  
また、支払った医療費に補てんされる保険金や高額療養費などがある場合は同様に整理・集計し、明細書に記入してください。
- ◎郵便局や農協等の「個人年金」や「満期等返戻金」の申告もれが多くあります。支払を受けられた方は、必ず支払者が発行する「支払調書」や「お知らせ通知」をご持参のうえ申告してください。
- ◎寡婦・ひとり親控除、障害者控除などの各種控除は、毎年の申告が必要です。  
ただし、年末調整済みの場合は申告の必要はありません。
- ◎所得税の確定申告は、インターネットを利用して電子申告（e-Tax）することができます。  
詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。（<https://www.nta.go.jp/>）
- ◎ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請した方について、医療費控除等の確定申告をする場合は特例が無効になるため、寄付金控除を併せて確定申告をする必要があります。

### ○市民税・県民税の申告について

- ・申告期間は、令和8年2月16日（月）から3月16日（月）までです。
- ・前年中の所得（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得）について申告してください。
- ・所得税の確定申告書を提出された方は、市民税・県民税申告書を提出する必要はありません。
- ・申告書は、市役所税務課及び各地域局、各地域市民センター等に備えています。また、市民税・県民税申告書の様式は市のホームページからダウンロードすることもできます。

### ○申告が必要な人

- ・事業所得や不動産所得などがある人。
- ・給与収入が2,000万円を超える人。年末調整が済んでない人。
- ・公的年金の収入が400万円を超える人。
- ・給与又は公的年金以外の所得がある人。  
(市民税・県民税では金額の多少にかかわらず申告が必要です。ただし、所得税では給与又は公的年金以外の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要です。)
- ・医療費控除等の各種控除を受けようとする人。

◎申告が必要かどうかなど、ご不明の場合はお気軽に問い合わせください。（☎21-0214）

- 申告に持参していただくもの  準備ができたらチェック
- マイナンバーカード（お持ちでない場合はマイナンバー通知カードと運転免許証などの本人確認書類）※申告者本人と被扶養者のマイナンバーカードが必要。
- 確定申告のお知らせ（税務署から送付されたはがきなど）
- 給与・公的年金などの源泉徴収票（扶養親族分も持参）
- 郵便局や保険会社などから送付される「支払調書」などの受取金額が分かるもの  
※ 個人年金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金は、掛け金などを差し引いた金額がそれぞれ雑所得および一時所得となります。
- 所得税が還付される場合は、申告者本人名義の金融機関と口座番号が分かるもの
- 農業・営業などによる事業所得、不動産所得のある人は収支内訳書（領収書なども持参）
- 医療費控除を受けようとする人は、支払金額と保険金などを集計した明細書  
※ おむづ代の医療費控除は医師の証明が必要ですが、高齢者支援課で証明書の発行ができる場合があります。事前に高齢者支援課（☎ 21-0299）へお問い合わせください。
- 生命保険料、地震保険料、国民年金保険料、寄付金などの各種領収書・控除証明書
- 障害者控除を受けようとする人は「障害者手帳」、または「障害者控除対象者認定書」  
※ 「障害者控除対象者認定書」は高齢者支援課で発行します。65歳以上で要介護認定が要介護1～3の人が「障害者」、要介護4・5の人が「特別障害者」の対象となります。事前に高齢者支援課（☎ 21-0299）へお問い合わせください。
- ※ 医療費控除の明細書や事業の収支内訳書は、相談時に計算などの代行作成を行うことはできません。事前作成をされていない場合は再度お越し頂くことがあります。

## ○申告書の書き方

### （1）所得金額の計算

所得は、その性質によって次の10種類に分かれ、それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲、所得の計算方法などが定められています。

①事業所得	②不動産所得	③利子所得	④配当所得	⑤給与所得
⑥一時所得	⑦雑所得	⑧譲渡所得	⑨山林所得	⑩退職所得

- ・給与所得は、給与収入から給与所得控除を行った額となります。給与所得控除額は最低控除額が65万円で、給与所得控除額以下の収入の人は所得0円です。
- ・公的年金は雑所得となり、公的年金等控除額は65歳未満の人は最低控除額が60万円、65歳以上の人には110万円となり、公的年金等控除額以下の収入の人は所得0円です。
- ・事業所得（農業・営業等）は、収入金額から必要経費等を差し引いて算出します。
- ・事業所得（農業・営業等）・不動産所得は、収入及び必要経費をあらかじめ集計しておいてください。「収支内訳 月別集計表（農業所得用）」を用意していますのでご利用ください。
- ・事業所得の場合、事業専従者控除額を必要経費に算入することができますが、事業専従者とは、生計を一にする配偶者又は親族で1年のうち6か月を超えて事業に専ら従事した15歳以上の人をいいいます。

#### （事業専従者控除額）

- ・青色申告の場合 税務署に届出した金額の範囲内で実際に支払った給与額
- ・白色申告の場合 事業所得に応じて最高50万円（配偶者の場合は最高86万円）

(2) 所得から差し引かれる金額（所得控除）

控除項目	控除できる条件	市民税・県民税控除額																
社会保険料、小規模企業共済等掛金控除	令和7年中に支払った社会保険料（健康保険、介護保険、後期高齢者医療、国民年金等）及び小規模企業共済等掛金がある場合 〔控除証明書、領収書等必要〕	支払総額																
生命保険料控除	令和7年中に支払った生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料がある場合 〔払込証明書等必要〕	それぞれ支払額に応じて算出した額 旧制度の限度額 各3万5千円 新制度の限度額 各2万8千円 合計の限度額 7万円																
地震保険料控除 (従前の長期損害保険含む)	令和7年中に支払った地震保険料がある場合（平成18年末までに契約締結の長期損害保険料がある場合） 〔支払証明書等必要〕	支払額に応じて算出した額 《限度額は、地震保険2万5千円、長期損害保険1万円、両方ある場合は2万5千円》 ＊短期損害保険料と平成19年以降に契約締結した長期損害保険料は控除対象外です。																
寡婦控除	合計所得金額が500万円以下で、 ①夫と死別、又は生死不明の人 ②夫と離婚した後婚姻をしていない 方で扶養親族を有する人	26万円																
ひとり親控除	合計所得金額が500万円いかで、婚姻関係にある人がおらず、総所得金額が58万円以下の生計を一にする子がいる人	30万円																
勤労学生控除	合計所得金額が85万円以下で、かつ自己の勤労による所得以外の所得が10万円以下の学生 〔学生である証明が必要〕	26万円																
障害者控除	自己又は生計を一にする配偶者、扶養親族が障害者の場合 〔証明書必要〕	普通障害 26万円 特別障害 30万円 同居特別障害 53万円(配偶者、扶養親族のみ対象)																
配偶者控除	合計所得金額が1千万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下	申告者の所得に応じて最高 33万円、老人 38万円 ※3																
配偶者特別控除	合計所得金額が1千万円以下で、生計を一にする配偶者の所得が58万円を超え133万円以下 (右表は900万円以下の場合)	上段：所得（万円以下）、下段：控除（万円） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">100</td> <td style="width: 12.5%;">105</td> <td style="width: 12.5%;">110</td> <td style="width: 12.5%;">115</td> <td style="width: 12.5%;">120</td> <td style="width: 12.5%;">125</td> <td style="width: 12.5%;">130</td> <td style="width: 12.5%;">133</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>31</td> <td>26</td> <td>21</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> </table>	100	105	110	115	120	125	130	133	33	31	26	21	16	11	6	3
100	105	110	115	120	125	130	133											
33	31	26	21	16	11	6	3											

控除項目	控除できる条件	市民税・県民税控除額						
扶養控除	生計を一にする扶養親族で、合計所得金額が58万円以下	一般：33万円 ※1 老人：38万円 ※3 特定：45万円 ※2 同居老親等：45万円 ※4						
特定親族特別控除	生計を一にする特定親族（19～22歳）で、合計所得金額が58万円を超える123万円以下	上段：所得（万円以下）、下段：控除（万円）						
		95	100	105	110	115	120	123
		45	41	31	21	11	6	3
基礎控除	申告者全員 ※合計所得が2500万円を超える場合、基礎控除0円	上段：所得（万円以下）、下段：控除（万円）  2,400 2,450 2,500  43 29 15						
雑損控除	令和7年中に災害や盗難・横領などによる損失を受けた場合 〔証明書必要〕	①（損失額－保険金等で補てんされる金額） －（総所得金額等×10%） ②災害関連支出金額－5万円 ①と②のいずれか多い方の金額						
医療費控除 ※5	令和7年中に支払った医療費・介護費がある場合 〔明細書または医療費通知必要〕	支払った医療費・介護費－保険金等で補てんされる金額－（10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない金額） 《限度額 200万円》						
セルフメディケーション税制特例 ※5	令和7年中に支払った特定一般用医薬品等の購入費がある場合〔明細書必要〕	支払った特定一般用医薬品等購入費－1万2千円 《限度額 8万8千円》						

※1 一般扶養親族とは、平成19年1月2日から平成22年1月1日までに生まれた人（16～18歳）と昭和31年1月2日から平成15年1月1日までに生まれた人（23～69歳）

※2 特定扶養親族とは、平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人（19～22歳）

※3 老人扶養親族とは、昭和31年1月1日以前に生まれた人（70歳以上）

※4 同居老親等とは、老人扶養親族のうち、自己又は配偶者の直系尊属（父母、祖父母等）で同居を常している人（老人ホームなどへ入所している場合は、同居とはいえません）

※5 医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例は選択適用です。

○申告日程 ※相談開始 地域局9：30～イズミ・ポルカ10：00～ 当日受付終了14：30

日にち	会場	日にち	会場
2月16日（月）	成羽たいこまるプラザ	3月 3日（火）	イズミゆめタウン高梁店
2月17日（火）	伊藤記念ホール	3月 4日（水）	2階多目的スペース
2月18日（水）		3月 5日（木）	川上総合学習センター
2月19日（木）	備中地域局	3月 6日（金）	多目的ホール
2月20日（金）	2階大会議室	3月 9日（月）	
2月24日（火）	有漢生涯学習センター	3月10日（火）	
2月25日（水）	2階会議室	3月11日（水）	ポルカ天満屋ハピータウン
2月26日（木）		3月12日（木）	2階市民交流コーナー
2月27日（金）	イズミゆめタウン高梁店	3月13日（金）	
3月 2日（月）	2階多目的スペース	3月16日（月）	

※別途2／9（月）10（火）は還付申告、スマホ相談のみ 10：00～ 高梁市図書館で実施します。